

延岡市産材の利用促進に関する基本方針

平成 23 年 1 2 月 1 日

1. 趣旨

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）に基づき、国及び県により、公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針が公表された。これにより、市でも公共建築物における木材の利用を促進し、健全な森林の育成や構築に積極的な役割を求められている。

この基本方針は、法第 9 条第 1 項の規定に基づき、市内の公共建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項を定め、延岡市産材の需要拡大を図るものである。

2. 公共建築物における木材の利用の促進の基本的事項

- ア 公共建築物の建築に当たっては、関連する法令等の制約を受ける場合を除き木造化又は内装等の木質化を推進し、延岡市産材の積極的な利用に努める。
- イ 木造化・木質化が困難な場合は、木造と他の工法との混構造とする。
- ウ やむを得ず、木造化・木質化することができない場合は、備品等において木材の利用を促進する。
- エ 木材の使用にあたっては、可能な限り延岡市産材を使用するものとする。

3. 公共建築物における木材利用の目的

公共建築物の木造化や木質化を積極的に推進することは、市民に木との触れ合いや木の良さを実感する機会を提供し、木材の特性・木材利用がもたらす効果を知ってもらうことにより、森林の保全と木材の利用について効果的に市民の理解を求めることができる。

また、公共建築物において木材の利用を進めることで、木材の需要を創出する直接的な効果はもとより、公共建築物以外の一般建築物における木材の利用の促進への波及効果も期待できる。

木材の需要を拡大することにより、森林の適正な整備・保全が図られ、林業・木材産業の活性化も期待される。

4. 公共建築物等における木材利用の目標

- ア 公共建築物の新築、増築及び改築を行う場合、原則として、延岡市産材を使用した木造化を図る。また、内装においては可能な限り延岡市産材を使った木質化を目指す。
- イ 公共施設等の机や書棚等の備品等においても延岡市産材の製品の使用に努める。
- ウ 公共土木工事における施設等の整備においては、可能な限り木材の使用に努める。

5. 公共建築物における木材利用の促進

市は、率先して公共建築物における木材の利用に努めるとともに、関係機関や民間団体と連携して、木材の具体的な利用・活用事例やコスト・供給に関する情報の発信に努める。

公共建築物の建築に用いる木材の円滑な供給を図るため、林業関係者との連携等により安定供給を促進する。